

会 議 録

会議の名称	第2回小金井市特別職報酬等審議会
事務局	職員課
開催日時	平成27年3月26日(木) 午後4時00分～午後5時15分
開催場所	小金井市役所本庁舎 第一会議室
出席者	(委員) 本木会長、土屋委員、羽田野委員、松井委員、村越委員、吉川委員、 菊地委員、緒方委員、勝山委員 (事務局) 総務部長、職員課長、職員課長補佐、給与厚生係長、給与厚生係主任 学校教育部長、庶務課長、庶務係長
欠席者	1人
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 委員自己紹介 3 議題1 前回審議の要旨 4 諮問概要等の説明 5 概要説明等に対する質疑 6 議題2 諮問事項の審議 7 その他 今後の予定について
発言内容 (発言要旨)	別紙のとおり
提出資料	

第2回小金井市特別職報酬等審議会会議録（要点記録）

日時：平成27年3月26日（木）午後4時00分～午後5時15分

場所：小金井市役所本庁舎 第一会議室

1 開会

本木会長から開会が宣言され、事務局（梅原）から委員過半数の出席によって会議が成立した旨の報告が行われた。

2 委員自己紹介

前回欠席委員より自己紹介が行われた。

【村越委員】 小金井市商工会の会長をしている。市内で株式会社ムラコシ精工という会社をやっており、大変皆様方にはお世話になっている。よろしくお願いたしたい。

続いて、本木会長から欠席委員1名（関委員）について報告が行われた。

3 議題1 前回審議の要旨

本木会長から委員に対して前回審議の要旨について説明が行われた。

4 諮問概要等の説明

事務局（梅原）から、委員に対して現在の教育長の給料月額が決定された背景及び今回の諮問事項の概要について説明を行った。

5 概要説明等に対する質疑

【菊地委員】 現在の教育委員長には様々な執務があり、時間外に多くの団体への出席を求められるため、新教育長は現在の教育長以上に執務が激しくなると思う。そういう意味では、もう少し増額も勘案してもいいという気がするのだが。

【本木会長】 専門のお立場から勝山委員のご意見はいかがか。

【勝山委員】 今回の制度改正により教育長が一般職から特別職になるということなので、特別職と一般職の違いについて申し上げたい。

特別職は、人事異動の対象となることが想定されていない職で任期が決められており、任期終了後は身分保障がなくなる立場である。また、給与はその職務の特殊性に応じて支給することになっており、大体どこの自治体も給料月額、期末手当、通勤手当ぐらいしか支給されないはずである。一方で、一般職はその他に支給要件の対象となれば扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当が支給されることから、一般論ではあるが、むしろこれまでと同額ということになれば、かえって切り下げになるのではないかと思う。

それから、一般職と特別職の違いは、24時間拘束されるかどうかということで、特別職の場合は24時間常に勤務として取り扱われるということである。また、災害時等に仮に徹夜で作業に当たったとしても、全くその分の手当は支給されず、こちらで決められた給料月額しか

支給の対象にならないというところである。有給休暇もないという職のため、非常に過酷な職務ではないかなと思う。

また、かなりの自治体で労働災害の適用外となっているため、自分で保険に入らなければならない点も、一般職と特別職の違いだと思う。ただ、小金井市の状況は承知していないため、あくまで一般論として申し上げたが、現在の給料月額をそのまま持つてくるということであれば、若干の切り下げという印象であると思う。

【吉川委員】 基準がどのくらいかという点で、事務局から近隣市町村の平均と同程度という説明があったが、現状維持することが切り下げになるというのは、少し疑問に感じるところでもある。近隣との差についてはどうなるのか。また、日常の業務がどのくらいあるのか。

【庶務課長（関）】 教育長の現在の給料月額は76万5,000円となっている。その他には通勤手当が支給される。しかし、他の一般職と同様の生活給、いわゆる扶養手当や住居手当は付与されていない状況である。また、教育長というのは教育委員会における教育行政の事務の執行上の最高責任者であることから、平日においては勤務時間の中で我々の意思決定を行っていただいている。土日については、教育委員長も教育長も様々な行事に出席を求められている。ただし、時間外勤務手当等は支給されていないという状況である。

【本木会長】 新教育長の業務の内容についてももう少し説明をお願いしたい。

【庶務課長（関）】 新教育長については、教育長と教育委員長が一本化され事務の執行責任者かつ委員会の代表者の両方を兼ね備えるという立場になるということである。

【吉川委員】 今まで2人で行っていた業務が制度改正後は1人になるということであれば、今まで2人分かかっていた人件費が1人分になるという認識でよいか。

【事務局（河野）】 今回の教育委員会制度の改正では、教育委員長と教育長のそれぞれが兼ねる職権を教育長に集約して、一本化したというのが大きな趣旨だが、現状も数々の行事には教育委員長と教育長が2人とも出席しているため、制度改正後に新教育長が1人で出席する点については、実務上、実態上の差異というのはそこまで大きな変化はないと思われる。

しかし、職責という点では、教育委員長としての職と教育長としての職を一本化されると捉えられ、総合教育会議は市長部局に制定して、首長が大綱を制定することになっていることから、大きな変化というのは職権の一本化というところに集約されると考えている。

【本木会長】 2つの職を1つで兼務するのかどうかという点についてはいかがか。

【庶務課長（関）】 今までそれぞれ2つの職務があったものを、新教育長が一本化で兼務するという形になる。

【本木会長】 新しい職が設けられたということではないのか。

【庶務課長（関）】 現行の教育長としての職務はそのまま変わらず、プラス現行の教育委員長の業務について、新たな職として新教育長が行うという形になる。

【吉川委員】 教育委員長は非常勤、教育長は常勤で今まで2人が勤務していたものが、新教育長となった場合は、今まで教育委員長が行ってきた業務が流れてくるということになれば、人件費もそのまま変わっていないということか。教育委員長と教育長の両方がこれからも支給されるということか。

【事務局（河野）】 教育委員長というよりは、教育委員会の会自体を主催して、その代表になるということで、教育長の身分としては、区分上一般職と特別職の身分を両方有しているという考え方をしている。現在の教育委員長は非常勤の特別職で、教育委員会に出席しているが、

新教育長については、教育委員会の会議も主催して、その代表者であり、そこで決まった実務を執行していくという立場になるところである。よって、教育長として教育委員長の職務も統合した形にはなるが、教育委員会に出席している状況には変わりなく、教育委員会を代表し、事務を執行する立場になるということである。

【吉川委員】 仕事の流れは了解したが、この場合は給料の審議をするところであるため、今までかかっていたものが今後どのように、増えるのか減るのかということ把握した上で、そこから判断しなければいけないと思うのだが。

【勝山委員】 教育委員会というのはどこの自治体でも月1回から3回程度行っており、その教育委員会の主催は教育委員長が議長となって進めているが、教育委員長は非常勤であることから、日々の教育業務、行政に通じることが難しいため、教育長が中心となり事務局スタッフが説明を行った上で、教育委員会を開いて審議しているという状況であると思う。今後は新教育長が教育委員長を兼ねることから、その部分の煩わしさはなくなるというのが一つである。

大体の自治体では教育委員長と教育委員の報酬月額が異なっていると思うが、今回教育長が教育委員長を兼ねることにより教育委員長分の報酬月額は減るのではないかと。

【庶務課長（関）】 現行の教育委員長については月額13万1,000円で、他の委員については月額11万5,000円となっている。制度改正後については教育委員長の職はなくなることになるが、委員の報酬月額は改正後も引き続き月額11万5,000円である。

【本木会長】 現行の教育長の給料月額は76万5,000円、教育委員長の報酬月額は13万1,000円ということでしょうか。

【庶務課長（関）】 そのとおりである。

【庶務係長（中島）】 教育委員会については、現行の体制では委員長、委員、教育長を含めて全体で5人であり、制度改正後の体制も5人である。現在は委員長1人、教育長1人、委員3人のところが、制度改正後は教育長1人、委員が4人となり、総体としては5人の執行機関というのに変わりはない。2人の職務が1つになる新しい教育長ができるが、全体として人数が減るものではなく、委員長の1人分は委員に変わるため、他の委員と同額の11万5,000円の報酬になる。教育委員会の人数体制は変わらないという部分をご理解いただきたい。

【勝山委員】 教育委員長の職がなくなり教育委員の人数が変わらないのであれば、差額の1万6,000円分が浮くという理解でよろしいか。

【庶務課長（関）】 そのとおりである。

【本木会長】 他にご意見はあるか。

【羽田野委員】 現行の教育長の給料月額は、76万5,000円でよいか。

【本木会長】 資料にあるとおりで、先ほどの説明のとおりである。

【羽田野委員】 確認だが身分は現行が一般職で制度改正によって特別職に変わるということでしょうか。

【本木会長】 そのとおりである。

【羽田野委員】 一般職から特別職になるときに退職金は発生するのか。

【庶務課長（関）】 退職金については、特別職の市長、副市長の規定を引用した形で支給される。

【羽田野委員】 現在の教育長が新制度になるときは、退職金が支給されるということか。

【庶務課長（関）】 9月30日で任期が切れるので、そこで退職金が支給される。

【羽田野委員】 新教育長は任期制だと思うが、任期が終わったときには一般職に戻るのか。

【庶務課長（関）】 新教育長が特別職になった場合は、3年の任期である。市長、副市長も任期ごとに退職金は支給されている。

【羽田野委員】 現在の教育長が、新教育長となり任期が終了した際、そのまま継続されない場合は、退職金をもらい一般職に戻るのか。もしくはそのまま特別職の教育長で終わるのか。

【本木会長】 一度退職しており身分を当然失うことから、再任されなければそこで終わり、再任されれば継続するというのが一般的な考え方だと思われる。

【羽田野委員】 特別職の退職金と一般職の退職金というのは基準が違うのか。

【庶務課長（関）】 特別職については給料月額掛ける年数分の支給率で計算され、市長、副市長、教育長それぞれ決められている。一般職については別の規定があり、勤務年数と役職等に応じた計算となっている。現行の教育長は一般職だが、市長、副市長に準じた計算方法で退職金が支払われている。

【羽田野委員】 現在の在任期間に対して退職金が出るということか。

【庶務課長（関）】 そのとおりである。任期ごとの計算になるものである。

【本木会長】 現在の教育長が退任する際に退職金が支払われ、その次の任期が終わった段階で再度退職金が支払われるという形ということである。他にご意見はいかがか。

【松井委員】 制度改正の施行日は4月1日だと思うが、現在の他市状況はどうか。

【本木会長】 前回配布の資料3をご確認していただきたい。

【松井委員】 資料3の金額は、新教育長の給料ということか。

【事務局（河野）】 資料3については、現在の教育長の給料月額である。他団体ともそれぞれ差異があるのと同様に、教育委員長、教育委員の報酬についても差異があるところである。他市との比較だけで一律には判断しにくい状況ではある。法改正に伴う東京都教育委員会主催説明会の質疑応答において自治体ごとにそれぞれ判断されたい旨の発言もあり、差異はある中で自治体ごとの状況によって判断していく必要があると思う。

【本木会長】 土屋委員はご意見いかがか。

【土屋委員】 類似の市における現状はどうなっているのか。

【本木会長】 現状は一般職である。法律の改正によって新教育長が特別職になる。

【庶務課長（関）】 改正法は4月1日から施行されることになるが、現行の教育長の任期は市によって様々であるため、4月1日から一律に特別職に移行するわけではない。小金井市においては、任期が9月30日までとなっているため、それまでの旧法に基づく教育長は一般職となるものである。資料3については、改正法の施行前であることから、一般職としての現状の給料月額を示している。

【本木会長】 新教育長が任命された市はあるのか。情報があれば教えてほしい。

【庶務課長（関）】 現状では情報はつかんでいない。

【本木会長】 他にご意見はあるか。村越委員はご意見いかがか。

【村越委員】 長い間改定されていないようだが、そもそも今の給料月額はどのような基準によって決まったのか。近隣との比較等、その当時の状況はどうなっていたのか。

【本木会長】 現行の教育長の給料月額ということよろしいか。

【村越委員】 そのとおりである。

【事務局（二井本）】 当時、市長、助役等の特別職に対する給料月額の改定が特別職報酬等

審議会に諮問されている。平成5年8月31日付けで答申が出され、これに基づく条例改正を経て、市長、助役等の現行の給料月額が決まったところである。現行の教育長の給料月額については、これに準じて決定されたものとなっているところである。

【村越委員】 現行の教育長の給料月額も、特別職に準じているということか。

【事務局（二井本）】 特別職報酬等審議会の審議対象、特別職には市長、副市長、当時はそこに収入役が含まれていたところである。現行の教育長については、一般職という扱いであるため、直接の審議対象ということにはならないが、職務の性質上、教育長については一般職よりも特別職、理事者として扱われているというところで、その部分を踏まえて現行の給料月額が規定されているという経過をたどっていると思われる。

【村越委員】 経過については承知した。他市も同様の経緯をたどっているのか。

【事務局（二井本）】 全ての部分の把握が難しいが、基本的には特別職報酬等審議会は他市においても設置されており、特別職の扱いも同じような形をとっているところである。不確定ではあるが、他市においても同じような経過をたどっていると考えている。

【村越委員】 それぞれ金額は違うが、似たような金額のところが多いことから、各自治体間である程度の基準のようなものがあつたように思えるがいかがか。

【庶務課長（関）】 給与額等を決定する際に、他市の状況を参考にしながら金額を設定したものだと思われる。

【村越委員】 今回についても各市において様々な議論がされていると思うが、その議論の過程で他の自治体とのすり合わせを行っているのか。

【事務局（二井本）】 他市との比較については、一般論として一般職については、地方自治法に均衡の原則が定められているため、それを踏まえて他市の状況を考慮しているところである。教育長についても一般職ではあるが、それに加えて理事者としての扱い、教育長という専門性の部分から、各市においても財政状況、それぞれの自治体の判断等を踏まえて現在の給料月額を決定しているというところである。

【事務局（梅原）】 新教育長の給料月額については、近隣の2つの自治体、東京都で特別職報酬審議会の答申が出ている。両市とも、教育委員長と教育委員の差額分を増額するという内容となっている。東京都については、社会状況等を勘案し減額改定という形で、自治体によって様々に分かれているという状況である。

小金井市においては、今般の教育委員会制度の大きな改正であることから、教育委員長と教育長の職務の統合、整理ということだけでなく、首長である市長についても総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定等新たな責務が求められていることも鑑み、自治体全体として取り組むべき問題であると考えているところである。このような観点に加えて、現行支給額については都内自治体の平均的水準を維持していること、現下の財政状況等を総合的に勘案した上で、現行の支給額と同額の案を提示させていただいている状況である。

6 議題2 諮問事項の審議

概要説明等に対する質疑を踏まえ、答申の方向性について具体的な議論を行った。また、事務局（梅原）から近隣の1つの自治体で、新教育長の給料月額を据え置く内容の答申を受けたことを確認した旨の説明を行った。

【菊地委員】 教育委員長と兼務するとなると、教育委員長と教育委員の報酬の差額を上乗せしたほうがいいではないか。

【村越委員】 他の業務への出席のためもう少しすると退出しなければならないので、意見を述べさせておいていただきたい。

小金井市のほとんどの商工業、あるいは地域のイベントには、市長、教育委員長、議長に出席していただくのが慣例、恒例になっている。大変多くの出席機会があるため、特別職になり教育委員長の職務を兼務することになれば、相当の配慮をするべきではないかと考える。少なくとも、他市のように差額分の引き上げ、または、それに類似したような金額を配慮するのが順当ではないか。

【本木会長】 菊地委員から上乗せ、村越委員から配慮をというご意見があったが、他にご意見いかがか。

【吉川委員】 参考意見として民間の企業で考えると、年収1,280万円というのは役員または中小企業であれば社長並みの給料であるので、決して安いとは言えないと思う。そういう役員や社長であれば、土日関係なく様々なところに参加しているはずである。また、一番大事なのは、自治体の財政だと思う。財政状況を見ながら考えないといけないと考える。

質問だが、現行の教育委員長の下の役職は部長職になるのか。

【庶務課長（関）】 教育委員会の構成としては、現在5人である。法改正後も人数は変わらないが、教育長以下、教育長職務代理者を置き、その他は教育委員という内訳になる。

【吉川委員】 現行の教育長は一般職ということで、給料月額76万5,000円であるはずだが、金額の設定は、その下の役職より上だと思う。教育長の下の役職は部長になるのか。

【庶務課長（関）】 そのとおりである。

【吉川委員】 現行の教育長の給料月額については、その下の役職、またその下の役職との差額も加味して決まっているのではないか。その差というのは、各自治体の財政状況で決まっておき、給与体系が決まってきたと思う。差額をどうするか、現状維持にするかというのは、そういう点も踏まえながら考えたらいいのではないか。

【事務局（河野）】 平成27年第1回定例議会において、一般職の給料については、東京都の人事委員会の勧告に基づいて改正を行っている。今回の勧告では給料表の減額が示されており、他団体が現行給与額を保障する中で、小金井市においては現行給与額を減じる形での改正を図っている。それに合わせて、市長、副市長、教育長は、市長が10%、副市長と教育長についても5%減額を市長の任期中、現行の給料月額から減額を図っている状況である。また、管理職手当については、平成28年12月まで減額支給で対応しているところである。現状についても厳しい財政状況にあるということをご理解いただきたい。

【本木会長】 給与の減額の中で職員は頑張られている状況がわかる場所である。

【羽田野委員】 市長から出た諮問の内容は、財政が逼迫していることを踏まえて、あえて現行維持ということを出されたらと理解してよろしいのか。

【事務局（河野）】 特別職の報酬額については、職務、職責等に応じて決められていくものという考えがある一方で、本市の財政状況や今回の制度改正が教育長のみならず市長に関しても職責が追加されること等を全体的に勘案して、同額ということで諮問させていただいている状況である。

【本木会長】 新しい職の内容と財政状況も勘案して、現行額での諮問となっているというこ

とである。他にご意見いかがか。緒方委員はご意見いかがか。

【緒方委員】 今回の制度改正の内容を全体的に勘案し、給料月額については現行のまま据え置くこととし、労災等の部分について保障を検討するのはいかがか。

【本木会長】 法改正後は特別職になるが、労災その他の職務に対する取り扱いについては、どのように変わるのか。

【庶務課長（関）】 現状は一般職という身分であるため、公務災害の対象になる。特別職となった場合に適用となるかどうかは現在確認中である。

【村越委員】 時間が来たため、失礼させていただきたい。

【本木会長】 今後の取り扱いについては、皆さんのご意見をいただくことになるが、村越委員のご意見は、配慮したほうよいというご意見でよろしいか。

【村越委員】 申し上げた意見を勘案して審議を進めていただければ結構である。

【勝山委員】 一般論であるが、教育長の給料月額は、東京都下の自治体では全般的に低く抑えられていると思う。大体の自治体では、教育長の給料月額は、副市長、または以前あった収入役のどちらかの給料月額に合わせて決められているのが実態である。自治体によって、副市長と同等の額の方もいれば、収入役と同等という方もいるところである。また、規模の大きい自治体では、教育長のもとに教育次長が置かれ、その下に部長が置かれている構造となっており、そのような自治体では概して教育長は副市長と同等の給料月額となっているのではないだろうか。資料3を見る限り、東京都下の自治体の場合は、大体昔の収入役の給料月額をそのまま引き継いでいるのではないか。一般論で言えば現行が決して高い水準ではないというのが実態であると思う。

【吉川委員】 新教育長の給料月額を決める基準として、副市長と収入役の給料月額がいくらなのか。また、東京都の教育長の給料月額はいくらなのか。

【庶務課長（関）】 副市長の給料月額は82万5,000円である。東京都の教育長の給料月額は、手元に資料がないため即答はできない。収入役は現在すでに廃止となっている。

【本木会長】 審議の中でいただいた意見を整理すると、同額のままであれば実質的には切り下げになるので考慮すべきではないかという意見や現行のままでよいのではないかという意見があり、少し意見が割れている状況である。民間と比べると決して低くはない、基本的に給与は各自治体の財政状況を勘案しながら決めていくべきとの意見もあることから、皆さんのご意見をまとめながら答申案にしていきたいと思う。

審議の内容を整理すると、今回2つの職が1つになるということで、一見すると2つの業務を1人で行うこととなり、業務が増えるようなイメージもあるが、あくまで新しい制度の中で、新しい職ができるということ、新教育長が新制度において全ての事柄を担うのではなく、市長についても新教育長を任命し、教育について一定の役割を担うことから、単純に従前の仕事を新教育長が一手に担うということとは少し違うのではないかという整理でよろしいか。

また、当該市の財政状況や一般職員の状況も配慮した上で判断すべきとの意見もあったように思う。答申書の会長たき台を答申書（案）として作成しているのでここで説明したい。

本木会長から答申書（案）について説明を行った。また、事務局（梅原）から特別職についても公務災害の適用となる旨の説明を行った。

【本木会長】 答申書（案）の内容について、ご意見はいかがか。

【勝山委員】 この内容で結構だが、付記として審議の中で若干給料月額を引き上げるべきではないかという意見もあったという程度のつけ加えがあってもよいのではないか。

【羽田野委員】 付記するのはよいと思う。個人的には、論点の最後の行に書かれている、現下の財政状況を勘案してというのが一番重要だと考える。

【菊地委員】 今の状況では仕方がないが、状況が変わった場合には考慮してもらいたいと思う。

【本木会長】 議論の内容を踏まえて、答申書を作成させていただきたい。答申書については会長一任ということで、会長が責任を持ってまとめさせていただくので、よろしく願いいたい。付帯意見についても、併せて整理させていただきたい。

以上で本審議会を閉会する。

7 その他 今後の予定について

答申書については、会長が作成後、各委員に確認をしていただいた上で、会長より市長に対して答申することとする。